

名古屋市告示第442号

生活保護法による指定医療機関の休止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第51条第 1項の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり休止の届出がありました。

令和 7年 9月 4日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	休 止 年 月 日
坂倉医院	名古屋市西区那古野一丁目10番 8号	令和 7年 7月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課